CSR推進基盤

マネジメント体制

野村不動産グループのCSRとは、事業を通じて新たな価値を創造し、持続可能な社会の実現に貢献していくことです。
その実現に向けて、経営の健全性と透明性を高め、高い倫理観に基づいた事業活動を推進するため、コーポレートガバナンス、コンプライアンスおよびリスクマネジメントをCSR推進基盤と位置付け、体制整備と強化を図っています。

コンプライアンス …… 67
リスクマネジメント …… 70

CSR | マネジメント体制

コンプライアンス

方針・体制

野村不動産グループ倫理規程

当社グループでは、「野村不動産グループ倫理規程（以下、「倫理規程」）」を制定し、グループ役職員が順守すべき基本的な規範を定めています。

野村不動産グループ倫理規程

第1章　総則

第1条　目的
第2条　位置付け
第3条　定義
第4条　改廃

第2章　基本姿勢

第5条　社会人としての自覚と行動
第6条　基本的人権の尊重
第7条　コンプライアンスの遵守
第8条　地球環境への配慮
第9条　企業の社会的責任

第3章　お客様の信頼を得られる行動

第10条　安全性の高い、高品質な商品およびサービスの提供
第11条　商品およびサービスの内容とリスクの説明
第12条　お客様からのご相談、苦情への対応
第13条　お客様への適切な表示、情報の提供
第14条　お客様の情報の管理

第4章　取引先との公正な関係の維持

第15条　公正な競争、公正な取引の実施
第16条　透明性の高い取引の実施
第17条　取引先との節度を守った接待または贈答
第18条　知的財産権の侵害および不正使用の禁止
第19条　取引先の情報の管理

第5章　役職員等との関係

第20条　役職員の人権の尊重
第21条　職場環境の維持、向上
第22条　インサイダー取引の禁止
第23条　誠実な事業活動
第24条　業務上の記録および報告
第25条　会社資産および情報の管理
第26条　違法または反倫理的な行為の報告

第6章　社会との関係

第27条　企業情報の開示
第28条　公務員等に対する接待または贈答
第29条　反社会的勢力の排除
第30条　正しい業務遂行のための内部統制の構築、運用、改善

コンプライアンス推進体制

野村不動産ホールディングスは、「リスクマネジメント委員会」および「グループコンプライアンス部」を設置し、コンプライアンス体制の構築と整備を行っています。また、グループ各社において「コンプライアンス統括責任者」、「コンプライアンスリーダー」および「コンプライアンス推進責任者」を選任し、グループ会社への浸透に努めています。

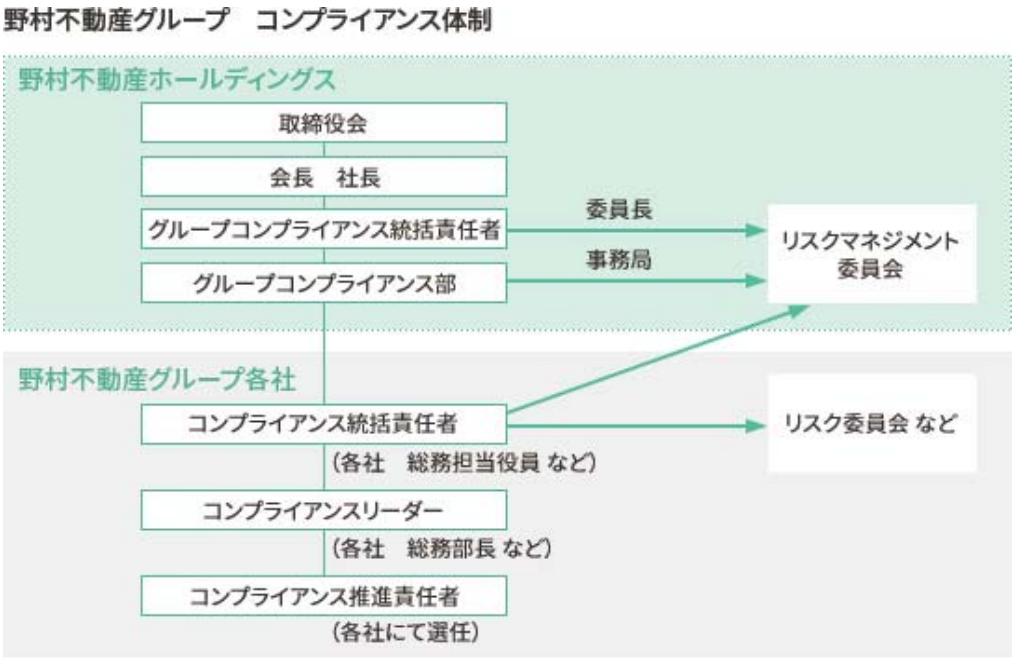

野村不動産グループ・ヘルプライン

野村不動産グループでは、社員が利用可能な「野村不動産グループ・ヘルプライン」を野村不動産ホールディングスに設置しています。グループ内部受付窓口と外部受付窓口があり、職場では解決が図られなかった問題や当初から適切な取扱いが期待できない問題の場合、利用することができます。
2016年度の通報件数は、16件でした。

コンプライアンス推進の取り組み

コンプライアンスプログラム

当社グループは、「コンプライアンスプログラム」を策定し、年間を通して研修を行っています。「コンプライアンスアワー」は、インターネットを通じてグループ各社の社員に隔月配信されるプログラムで、コンプライアンスに対する意識向上につながっています。

反社会的勢力との関係遮断

当社グループは、「倫理規程」において、「反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わない」ことを定め、反社会的勢力との関係を全て遮断することを基本方針としています。
この基本方針にのっとり、具体的な対応に関してはマニュアルを整備するとともに、社内体制として、組織的な対応を推進するための統括部署および不当要求防止責任者を設置しています。また、弁護士や警察など外部の専門機関と適宜相談・連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための対応に取り組んでいます。

ソーシャルメディアに関する指針

当社グループでは、「ソーシャルメディア（SNS）の利用に関する指針」により、業務の内外にかかわらず、SNSを利用する場合は「常に社会人としての自覚を持ち、高い倫理観に基づき、社会の良識に従って行動しなければならない」ことを定めています。
また、SNSを用いた情報発信時における注意事項やリスクなどについての啓発活動も、コンプライアンス教育プログラムなどを通じて定期的に実施しています。

贈収賄や汚職行為の防止

野村不動産グループの倫理規定では「取引先との節度を守った接待または贈答」について、「野村不動産グループの役職員は、健全な商慣習や社会的常識を逸脱した接待、贈答の要求も授受してはならない」「接待や金品の授受について内容の報告、記録をしなければならない」「取引先に対して、業務上の立場を利用して、その他の利益や便宜を要求しても受け取ってもならない」と定めています。
また、海外事業部門の社員には、年１回外国公務員関連のコンプライアンス研修を義務付けるほか、毎月、接待・贈答について担当部店がモニタリングを実施しています。
加えて、2016年4月に「外国公務員贈賄防止基本方針」を策定し、Webサイト上に公開しています。
「外国公務員贈賄防止基本方針」

公正、透明な競争ならびに適正な取引に関する方針

当社グループでは、「倫理規程」において、「公正な競争、適正な取引の実施」「透明性の高い取引の実施」など、取引先との公正な関係の維持について規定しています。また取引先を選定する際は、品質、価格、実績、信頼度などを総合的かつ公正に判断しています。

CSR | マネジメント体制

リスクマネジメント

基本的な考え方と体制

「リスク管理規程」の制定

当社グループは、リスクに対して的確に対応し、経営の健全性を確保することが企業の基盤であると考え、リスクマネジメントの基本事項として「リスク管理規程」を定めています。定期的なモニタリングのみならず、予期せぬ発生事実の速やかな経営陣への状況報告など適時適切な情報伝達ルールを確立しています。

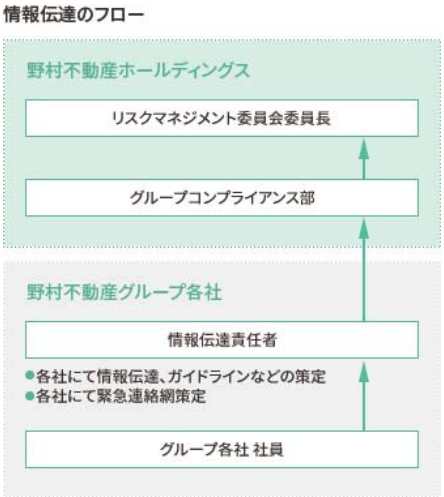

「リスクマネジメント委員会」の設置

野村不動産ホールディングスは、「リスク管理規程」に基づき、グループ各社の総務部門担当役員などから構成する「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメントを推進しています。同委員会は、原則月1回開催し、グループ全体のリスク管理、グループ各社に対して必要な指導・助言・支援、さらにコンプライアンス・情報セキュリティに関する事項について審議するとともに、リスク発生時の対応策について協議し、その審議内容を定期的に取締役会に報告しています。
さらに、グループ各社においても独自にリスクマネジメントに関する会議体を設置するなど、業務内容に応じた適切なリスクの管理に努めています。

「お問い合わせ窓口」の設置

当社グループでは、製品・サービスに不具合が判明した場合の迅速かつ的確な対応を目的として、野村不動産ホールディングスおよびグループ各社に「お問い合わせ窓口」を設置しています。窓口に集まった主要な情報については、リスクマネジメント委員会に報告することなどにより、社内で情報共有し、再発防止に努めています。

緊急時対応・BCP

BCPの策定

当社グループは、首都直下地震を想定した事業継続計画（BCP）を策定し、緊急時の指揮命令系統、事業継続のための任務分担などを定め、災害の影響を最小限にすべく体制を整備しています。野村不動産パートナーズでは、夜間・休日でも緊急時対応に当たれるよう本部要員を確保しています。

安否確認訓練の実施

当社グループは、災害発生時の役職員の被災状況と安全を迅速に把握するため、毎年グループ全役職員を対象に、インターネット・携帯電話などを通じた安否確認訓練と緊急時情報伝達訓練を実施しています。2017年度の参加率は100%となっています。